

事例1-(1)-③	
件名	薬局における調剤に必要な設備及び器具
改善の方向	厚生労働省は、薬局に備えるべき調剤に必要な設備及び器具について、適切かつ安全な医薬品の供給及び事業者の負担軽減を図るため、薬局における使用実態等を踏まえ、必要最小限となるよう見直しを図る必要がある。
意見・要望等	<p>薬局に備えていなければならない設備及び器具の中には、全く使用されていないものもみられるが、薬局開設の許可基準となっているために、薬局では、これらの設備及び器具を購入するための費用負担が生じている。薬局における調剤の実態等を踏まえ、これらの設備及び器具の備付け義務を緩和すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>薬局は、次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていなければならない（薬局等構造設備規則第1条第1項第11号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液量器（20cc及び200ccのもの） ・ 温度計（100度） ・ 水浴 ・ 調剤台 ・ 軟膏板 ・ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒 ・ はかり（感量10mgのもの及び感量100mgのもの） ・ ビーカー ・ ふるい器 ・ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの） ・ メスピペット及びピペット台 ・ メスフラスコ及びメスシリンダー ・ 薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの） ・ ロート及びロート台 ・ 調剤に必要な書籍（磁気ディスクをもって調製するものを含む。） <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した6薬局における薬局等構造設備規則で定められた主な調剤に必要な設備及び器具の使用状況をみると、メスピペット、ピペット台等、表1の設備及び器具については使用していない状況がみられた。事業者は、近年、製薬会社から購入した医薬品を加工等することなくそのまま処方することが多くなったため、これらの設備及び器具を使用する機会は著しく減少しているとしている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

表1 調剤に必要な主な設備及び器具の使用状況

設備及び器具の名称	A薬局	B薬局	C薬局	D薬局	E薬局	F薬局
メスピペット	×	×	×	×	×	×
ピペット台	×	×	×	×	×	×
メスフラスコ	×	×	×	×	×	×
メスシリンダー	×	×	×	×	×	×
ロート	×	×	○	×	×	×
ロート台	×	×	○	×	×	×
水浴	×	×	○	○	×	×
ビーカー	×	×	○	○	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 設備及び器具を使用している場合は「○」印を、使用していない場合は「×」印を付している。

また、調査した1薬局では、薬局開設時にこれらの設備及び器具を購入するために、表2のとおり、1万6,000円から2万2,000円程度の費用負担があるとしている。

表2 設備及び器具を備えるために事業者が負担している費用

設備及び器具の名称	主な用途	価格
メスピペット	薬剤の計量	3,880円 ~ 6,000円
ピペット台	同上	
メスフラスコ	同上	5,080円 ~ 6,000円
メスシリンダー	同上	
ロート	同上	2,270円 ~ 3,400円
ロート台	同上	
水浴	煎じ薬の温め	4,650円 ~ 5,300円
ビーカー	薬剤の計量	480円 ~ 1,650円
計		16,360円 ~ 22,350円

(注) 当省の調査結果による。

厚生労働省では、平成10年に薬局等構造設備規則を改正（平成10年厚生省令第40号）し、調剤技術の進歩や医薬品の使用状況に鑑み、ほとんど使用されなくなったと思われる調剤器具（浸煎剤器、滴びん、乳鉢、るつぼ及びるつぼはさみ）について備付けを不要とする見直しを行った。しかし、その後、設備及び器具の見直しは行われておらず、使用実態の乏しい表1に掲げた設備及び器具についても備付け義務の対象から除外する余地があると考えられる。

また、調剤に必要な設備及び器具のうち、液量器（注）については、20cc及び200ccのものを備え付けることとされている。

（注）液量器は、液体の薬品を計量するために使用される設備であり、20cc、200ccのほかにも、10cc、50ccなど多様な種類が市販されている。

このことについて、調査した2薬局では、液量器は使用頻度が高く必要なものであるが、実際の調剤の現場では、表3のとおり、200cc

のものは全く使用していないため、現場の実態に合った設備及び器具にしてほしいとしている。

表3 液量器の使用状況

薬局名	20cc	30cc	50cc	100cc	200cc
A薬局	○	○	○	○	×
B薬局	×	○	○	○	×

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 二重線枠は、薬局等構造設備規則で規定されている容量を表す。

(参考)

表4 薬局数の推移

年度	平成22	23	24
薬局数(局)	53,001	54,780	55,797

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成22年度については、宮城県及び福島県の一部は未計上。